

宇都宮市における特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準について

平成30年4月1日 改定  
保健福祉部保健福祉総務課

特定事業所集中減算の適用対象外となる「正当な理由」については、平成12年3月1日付厚生省老人保健福祉局企画課長通知（老企第36号第3の10）において例示されているところであるが、実際の判断に当たっては地域的な事情等を含め、総合的に勘案して判断する必要があることから、本市では次のとおり「正当な理由」の判断基準を定めるものとする。

記

1 「正当な理由」の判断基準

次の各号のいずれかに該当し、かつ、特定事業所集中減算算定表及び「正当な理由」に該当することが確認できる書類を指定の期日までに宇都宮市に提出した場合、減算を適用しないものとする。

- (1) 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域（以下「実施地域」という。）に訪問介護サービス、通所介護サービス及び福祉用具貸与サービス（以下「訪問介護サービス等」という。）がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合
- (2) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画（以下「プラン」という。）件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
  - ① 判定期間の1月当たりの平均プラン件数が20件以下である場合
  - ② 当該サービスを位置づけたプラン数が1件であるような場合、紹介率最高法人の割合は100%となる。このように、当該サービスを位置づけたプラン数が少数である場合には、プランの総数が20件以上の事業所であっても減算しないものとする。なお、「少数である」とは平均件数が10件までをいうものとする。

【例】

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	平均	
居宅サービスの総数	35	35	36	36	36	39	217	36	
訪問介護を位置づけたプラン数	9	9	10	10	10	11	59	9.8	
紹介率最高法人を位置づけたプラン数	9	9	9	10	10	10	57	9.5	
紹介率								96.6%	

※この例のように、8月の訪問介護を位置づけた計画数は11プランであっても、平均が9.8事業所と10事業所以下であるため減算されないこととする。

(3) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合で次のいずれかに該当しているとき。

① 訪問介護事業所：特定事業所加算（I）を算定している事業所であること。

（注）評価時点で特定事業所加算（I）を算定していること。つまり、プランに位置づけた時点では算定していても、評価時に算定していないような継続性のない事業所については、減算対象とする。

② 通所介護：第1号通所事業を併せて実施し、事業所評価加算を算定している通所介護事業所であること。

（注）利用者宅を実施地域とする事業所評価加算を算定している通所介護事業所が他にないことが前提条件である。

③福祉用具貸与：当該事業所の貸与価格が他の事業所と比較して、客観的に安価であると認められる場合。

（注）この場合、5事業所以上の見積書又は料金表を提出し、当該事業所において貸与数が多い複数の用具を比較するものとする。

比較する用具は必ず当該事業所を利用する利用者のプランに位置づけられた用具であるとともに、福祉用具貸与計画も作成されたものであること。

なお、プランに位置づけられていることを確認するために、市が提出を求めた場合には速やかにプラン及び福祉用具貸与計画を提出すること。

(4) その他正当な理由と市長が認めた場合

稀なケースについては、第三者に対し説明可能な理由であること。説明できないものは、原則認めない。

※ 理由として認められないもの

(例)

- ・利用者の意向（サービスの質が高いと正当な理由として認められる事業所を除く）
- ・新規利用者がいないため、新たな事業所を位置づけられず、集中した状況を解消できない場合
- ・土日祝日に営業している
- ・栄養士による療養食の提供がある（80%を超えるほど療養食を必要としている利用者があるケースが想定できないため）